

## 令和7年度高知県働きやすい環境整備事業費補助金 Q & A

(R7.7.18時点)

### ■交付申請

No.	Q	A	参考
1	補助対象事業者 以下の事業者は補助対象事業者に含まれるか。 ・NPO法人 ・医療法人 ・社会福祉法人 ・学校法人	NPO法人（特定非営利活動法人）は、会社又は個人ではないため対象外です。 医療法人、社会福祉法人、学校法人は、常時使用する従業員の数が300人以下の法人については対象となります。	要綱別表第1、要領2別表
2	補助対象事業者 就業規則を作成していれば、法人でなくても補助対象事業者になるか。	従業員を雇用している事業所であれば、法人、個人事業主問わず就業規則を作成することは可能であるため、対象となります。	
3	補助対象事業者 『就業規則が作成予定であること』とは、どの時点までに作成が完了している必要があるか。	完了実績報告書提出までに作成の上、労働基準監督署へ届出済みであることが必要です。	要綱第4条、要領2(2)、9(2)
4	補助対象事業者 就業規則は、どのような項目・内容であることが求められるか。	10人以上の企業が労働基準監督署に届け出る基準に準じます。10人未満の企業については、労働基準監督署の基準では努力義務ですが、本補助金のために就業規則を定めた場合には、事業者としてその内容を守る義務が発生することになります。これから就業規則を作成するのであれば、社会保険労務士へ相談した上で作成することを推奨します。	
5	補助対象事業者 就業規則が最新の法律に基づいた内容になっていない。補助金の申請はできるか。	要領2（7）にあります遵守すべき労働関係法令の中に労働基準法も含みますので、労働基準法に基づく就業規則は最新の法律に基づいた内容になっている必要があります。 就業規則が現行法に対応していない場合は、ソフト事業を活用して見直しを行うことも可能です。	要領2(7)
6	補助対象事業者 家族経営で、家族が専従者である場合、雇用の扱いになるか。	家族は家族従事者であり、雇用の扱いにはなりません。	
7	補助対象事業者 昨年度も補助金を活用した事業者も対象になるか。	同一内容の事業は申請できませんが、別事業であれば対象となります。	要綱第4条3項
8	申請事業者名 事業所単位での申請でも良いか。（例：○○株式会社南国営業所）	法人単位での補助上限額であるため、法人単位（例：○○株式会社）で一括して申請してください。 1法人内における複数の事業所での取組に関しては、事業計画書・報告書の2.補助事業の内容等について、の欄でそれぞれの内容を記載してください。	
9	補助対象範囲 ハード事業とソフト事業と一緒に申請することはできるか。	可能です。 (最大補助額615万円（ハード事業600万円+ソフト事業 就業規則10万円+コンサル派遣5万円）)	
10	補助対象範囲 (ハード事業) 補助対象経費の『物品購入費』の『購入価格5万円以上』とは、税込価格か。	税抜価格です。 なお物品購入費については、単品5万円以上となります。	要綱別表第2 要領4(1)
11	補助対象範囲 (ハード事業) 物品購入費の対象範囲を教えてほしい。例えば、パソコンや車両も対象か。	デジタル機器は対象外です。 (デジタル機器とは：パソコン、スマートフォン、タブレット端末、ディスプレイ、プリンタ、複合機、サーバコンピュータ、ネットワーク機器、デジタルカメラ、電子辞書、固定電話機、カーナビシステム等) 車両は対象外です。	要綱別表第2 要領3(1)、4(1)
12	補助対象範囲 (ハード事業) 中古品の物品等も補助対象になるか。	中古品は適正価格の判断が難しいため、対象外です。	
13	補助対象範囲 (ハード事業) 物品リース・レンタル料は補助対象になるか。	対象外です。	
14	補助対象範囲 (ハード事業) 建物の所有者が代表者個人になっているが、自社物件として申請できるか。	施設整備は、所有者が実施主体となり実施することを原則とします。ただし、所有者の同意があれば実施することができます。 提出様式第2号様式の4、5および賃貸借契約書の写しを提出してください。	要領7(1)セ
15	補助対象範囲 (ハード事業) 働きやすい職場環境にするために、空調機器（エアコン等）を設置したいが対象になるか。	対象となる空調機器（エアコン等）の購入・設置費用は以下の通りに限定します。 ・女性専用休憩室、更衣室、仮眠室、キッズルーム・ベビールームの整備と併せて、当該スペースに設置するもの ・外国人材の住居の改修と併せて、内装の改修が行われる部屋に設置するもの ※既存の女性専用休憩室等に、空調機器（エアコン等）を設置、または更新する場合は対象外です。  なお、本補助金は、労働関係法令を遵守していることが交付要件となっているため、補助金を活用する事業者については、当然、従業員の健康を害さない措置を講じているものであり、作業場へのエアコンやスポットクーラー、空調服の導入は補助対象外としています。（労働安全衛生規則第606条の規定のとおり）	
16	補助対象範囲 (ハード事業) 施設整備に付随する既存施設の取壊費用・処分費用も対象になるか。	補助対象事業に必要な取壊・処分費用は対象となります。 女性活躍に向けた取組においては、女性用トイレの洋式化に伴う和式便器の撤去費用など、外国人材の住居改修においては、間取りを変更するための壁の取り壊し費用等、改修の一環と見なせるものが対象となります。 ただし、フリーアドレスの導入においては、執務室を広くするために壁を壊すのは対象外です。	要領3(1)
17	補助対象範囲 (ハード事業) ハード事業全般について、今現在、女性従業員や外国人材を雇用していない申請することはできるか。	今後、女性従業員や外国人材を雇用する予定があれば対象となります。雇用目標を明確化するために、提出様式第2号様式（第4条関係）の数値目標欄に直近の新規雇用計画と5年後の新規・継続雇用計画を具体的に記入してください。	

## 令和7年度高知県働きやすい環境整備事業費補助金 Q & A

(R7.7.18時点)

### ■交付申請

No.	Q	A	参考
18	補助対象範囲 (ハード事業)  昨年度は高齢者雇用の拡大に向けた取組で、作業場の防滑化やパワーアシストスツールの導入を行う取組があったが、今年度はないのか。	今年度は高齢者雇用の拡大に向けた取組は行いませんが、その他多様な働き方導入に向けた取組において、職場のバリアフリー化の一環としてスロープの設置は対象となります。 なお、高齢労働者の労災防止の取組を行う場合は、厚生労働省のエイジフレンドリー補助金をご活用ください。 <エイジフレンドリー補助金> <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html</a>	
19	補助対象範囲 (ハード事業・女性活躍)  現在、男女共用で使用しているトイレの中に壁（間仕切り）を作り、スペース内で男女別空間に改修したいと考えているが対象になるか。	女性活躍の推進に関する取組を活用したトイレの整備後は、女性専用であることが分かるような明示を必要としていることから、入口が共用であるトイレの改修は対象外です。女性活躍の推進に関する取組として整備した施設を男女共有として使用することはできません。	
20	補助対象範囲 (ハード事業・女性活躍)  募集要領に、女性活躍の推進に関する取組として、『和式トイレから洋式トイレへの改修』が対象になるとあるが、男性用トイレの洋式化は対象になるか。	女性用トイレの洋式化に併せて、男性用トイレの洋式化を行う場合は対象となります。（男性トイレのみの洋式化、男女共用トイレの洋式化は対象外です。）	
21	補助対象範囲 (ハード事業・女性活躍)  女性専用休憩室・仮眠室を整備する際に、ソファーやベッドの購入費用も補助対象になるか。	整備を行なうスペース以外への移設が容易であり、目的外使用が想定されるため対象外です。	
22	補助対象範囲 (ハード事業・女性活躍)  女性従業員がお客様用トイレを使用している。和式から洋式への改修費用は対象になるか。	従業員の福利厚生への支援を目的とした補助金ですので、お客様も利用するトイレの改修は対象外です。	
23	補助対象範囲 (ハード事業・女性活躍)  圃場（農業関係）の近くにトイレがないため、女性専用の仮設トイレと簡易型のシャワールームを作りたいが補助対象になるか。	原則として、容易に移動できないように土地に定着し、屋根及び周壁を有する建物が対象となります。ただし、移設が容易である仮設の施設であっても、土地に定着しているもの（登記ができるもの）であれば対象となります。	
24	補助対象範囲 (ハード事業・女性活躍)  コンテナ、プレハブ等の女性専用休憩室は対象になるか。	コンテナ、プレハブ等の仮設の施設は、土地に定着しているもの（登記ができるもの）であれば対象となります。 ただし、中古品は適正価格の判断が難しいため、購入費用は対象外です。 (→Q&A No.12)	
25	補助対象範囲 (ハード事業・女性活躍)  女性専用であることが分かるような明示とはどのようなものか。	壁や扉等に固定しているものにしてください。テープなど容易に剥がせるようなものは認めていません。	
26	補助対象範囲 (ハード事業・外国人材)  外国人材の住居の改修で対象外となるのはどれか。	駐車場・駐輪場など住居スペース以外の改修は対象外です。カセットコンロや家電など移設が容易なものは対象外です。 また、居室の改修を伴わない屋根や外壁の補修は対象外です。	
27	補助対象範囲 (ハード事業・外国人材)  外国人材の住居の改修について、日本人と一緒に暮らしている住居は対象になるか。	技能実習制度又は特定技能制度を活用する外国人が住居しているスペースのみ補助対象となります。 キッチンや風呂場、トイレなどの日本人居住者との共有スペースは対象外です。	要領3(1)イ
28	補助対象範囲 (ハード事業・外国人材)  外国人材の住居の改修について、住居の外壁や屋根の改修は対象になるか。	内装の改修に伴うもの、かつ、雨漏りやすきま風など、生活に支障をきたす状況にある場合のみが対象となります。	
29	補助対象範囲 (ハード事業・外国人材)  外国人材の住居の改修について、他社の外国人も一緒に生活している場合も対象か。	自社が整備した物件に他社の実習生を住まわせるのは目的外使用となるため、対象外です。	要領3(1)イ
30	補助対象範囲 (ハード事業・外国人材)  外国人材の活躍に向けた取組への補助事業対象として、以下のもののうち対象となるのはどれか。 ・既存の会社PR動画の翻訳費用 ・社内マニュアル・標識類の作成 ・入国前講習（オンライン授業）に必要なハード整備 ・入国前講習で使用するテキスト作成費用 ・外国人材雇用に係る通訳謝金	・既存の会社PR動画の翻訳費用 ・社内マニュアル・標識類の作成	要領3(1)イ
31	補助対象範囲 (ハード事業・外国人材)  これから会社PR動画を作成する場合であっても、翻訳費用分のみを補助対象にできるか。	会社PR動画の作成費用は補助対象外です。翻訳費用分のみでの見積書（納品書・請求書）の提出が可能であれば、翻訳費用のみ対象となります。	要領3(1)イ
32	補助対象範囲 (ハード事業・多様な働き方)  フリーアドレス化の補助対象範囲を教えてほしい。	工事請負費及び業務用備品類の購入費のうち、机、椅子、簡易型ブース、パーテーション（飛沫防止用は除く）、吸音・防音パネル、個人用ロッカーの6品目に限定します。 なお、フリーアドレスに関する規定を策定することを条件とします。	要領3(1)ウ
33	補助対象範囲 (ハード事業・多様な働き方)  フリーアドレスに関する規定は労働基準監督署への提出が必須か。	社会保険労務士の支援を受けずに作成した場合は不要です。ただし、ソフト事業を活用して作成された場合は、労働基準監督署の届出印が必要です。 なお、フリーアドレスに関する規定には、以下の項目を含めるようにしてください。 ・フリーアドレスを導入する範囲 ・フリーアドレスの運用方法	
34	補助対象範囲 (ハード事業・多様な働き方)  職場のバリアフリー化における多機能トイレの整備には、どのようなものが対象となるか。	車椅子の従業員が使用できるようにスペースを広げるなど、多機能化とみなせたら対象となります。既存トイレの単なる改修や既存のトイレに手すりを設置するのみの整備は対象外です。	

## 令和7年度高知県働きやすい環境整備事業費補助金 Q & A

(R7.7.18時点)

### ■交付申請

No.	Q	A	参考
35	補助対象範囲 (ハード事業・多様な働き方)	キッズルーム、ベビールームの整備にはどのようなものが対象となるか。	子連れで出勤した場合の授乳・オムツ替えなどのスペース等の整備が対象となります。また、整備にあわせて購入するキッズルーム、ベビールームに必要な物品も対象となります。 (→Q&A No.10)
36	補助対象範囲 (ハード事業・多様な働き方)	多様な働き方導入に向けた取組として、システム開発や再構築は補助対象になるか。(例:操作ミス・入力忘れ等のヒューマンエラー回避策として)	システム開発、再構築費用は対象外です。
37	補助対象範囲 (ソフト事業)	就業規則等関連規定の『等』にはどのようなものが含まれるか。	育児・介護休業規定、ハラスマント防止規定、フリーアドレスに関する規定等、就業規則において委任規定を設けている項目が対象となります。
38	補助対象範囲 (ソフト事業)	働き方改革コンサルタント派遣の補助対象範囲は何か。	現状課題を踏まえて各種整備(ハード事業・ソフト事業)を行うにあたり、事業効果の測定や助言を行うために派遣するものが対象です。(フレックスタイム制導入、時間外労働削減に向けた取組の支援等) また、ハラスマント防止等に向けた簡易コンサルティング、職員向けの研修への講師派遣も対象です。 男性育休の推進や生産性向上など、企業主体で取り組む働き方改革(ソフト対策)を長期間(6ヶ月程度)支援するものについては、働き方改革普及促進事業によるコンサルタント伴走支援をご活用ください。
39	補助対象範囲	女性活躍の推進のためのリスキリング費用は補助対象外か。	対象外です。
40	補助対象範囲	耐震補強は対象になるか。	対象外です。
41	補助対象範囲	『その他知事が必要と認める経費』とは、どのようなものが対象か。どのように申請手続きをすれば良いのか。	女性活躍の推進に関する取組であれば、性差による支障の解消、外国人材の活躍に向けた取組であれば、言語や文化の壁による支障の解消に、それぞれつながる取組あると判断される場合に対象となります。
42	交付決定額	交付申請額と交付決定額が異なるケースというは、どのようなケースか。	交付申請内容の中に、補助対象外のものが含まれていた場合にその分を減額して交付決定する場合などを想定しています。
43	問い合わせ先	高知県登録働き方改革コンサルタントの派遣を希望する場合の問い合わせ先について教えてほしい。	高知県商工労働部雇用労働政策課HPに登録コンサルタントに関する情報を掲載していますので、確認の上直接お問い合わせください。 <高知県登録働き方改革コンサルタント> <a href="https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2023110700071/">https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2023110700071/</a>
44	交付申請期限	いつまでに交付申請しなければならない等の期限はあるか。	ハード事業は令和7年9月30日まで、ソフト事業は令和7年12月15日までが申請受付期間です。本事業は予算の範囲内で実施するものであり、予算額に達した時点で交付申請受付は終了します。 また交付決定後、令和8年2月27日までに事業を完了いただく必要があるため、事業着手から事業完了までに要する期間も考慮して申請手続きをしていただく必要があります。
45	人材確保・定着 に係る取組計画	どのような視点で計画を立てる必要があるか。	事業実施により見込まれる新たな雇用や人材の定着につながるか、という視点で目標設定してください。
46	人材確保・定着 に係る取組計画	計画の数値目標・見込まれる効果の終期は、どのタイミングで設定すれば良いのか。	事業成果報告期間の終期である5年後として設定してください。
47	事業者の概要	事業者の概要にはどのような項目の記載が必要か。	補助対象事業者であることを確認するための資料ですので、業種、資本金、設立年月日、従業員数、事業内容、連絡先(住所、電話番号)が分かるものを添付してください。 なお、既存の企業概要等の添付に加えることができます。(企業パンフレットやホームページのコピー等)
48	常時雇用する従業員を1名以上有していることが確認することができる資料	常時雇用する従業員を1名以上有していることが確認することができる資料とはどのようなものか。	雇用保険適用事業所設置届等の写しや雇用保険被保険者資格取得届の写し等が該当します。なお、労働保険適用事業場検索での検索画面のコピーの添付に代えることができます。 <労働保険適用事業場検索> <a href="https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/daijin/hoken/980916_1a.htm">https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/daijin/hoken/980916_1a.htm</a>
49	見積書	工事請負費等で、見積書に補助対象経費以外の内容の記載が含まれていても良いか。(例:トイレ改修に加えて、オフィス内壁塗装工事も同時に実施)	見積書上で、どの内容が補助対象/対象外かを明確に区別して審査することが困難であるため、補助対象単独での見積書の提出をお願いしております。 なお、補助対象単独での見積書の提出が難しい場合は、按分表の作成又は見積書への記入によって、補助対象外経費との按分方法が分かる書類を添付してください。
50	見積書	契約額が30万円以上の場合は相見積りが必要だが、1つの事業につき複数の会社に見積もりをとった場合、『契約額』とは事業全体の合計金額か。	相見積りの要否は1社につき30万円(税込み)が基準です。 (例) トイレ整備のため建築業者と配管業者へ見積もり依頼 ・建築業者50万円→相見積り必要 ・配管業者20万円→相見積り不要
51	見積書	補助対象にならない工事費はあるか。	設計費・図面代・調査代・官公庁申請手数料は対象外です。その他、事業に関係ない項目及び交付決定前に係る費用は対象外です。
52	見積書	見積書の宛名は補助交付申請事業者名ではなく、事業実施事業所名(例:○○株式会社南国営業所)でも問題ないか。	補助交付申請事業者と同一の事業者であることが確認できれば問題ありません。(納品書・請求書等も同じ)
53	就業規則について	就業規則等関連規定の写しは全ページの提出が必要か。	労働基準監督署への届出印がある表紙ページのみで構いません。 ただし、ソフト事業を活用して就業規則等関連規定の見直し、作成された場合は、完了実績報告の際に、成果物として全ページの提出が必要です。

## 令和7年度高知県働きやすい環境整備事業費補助金 Q & A

(R7.7.18時点)

### ■交付申請

No.	Q	A	参考
54	認証制度について 高知県ワークライフバランス推進企業認証制度またはこうち外国人材優良サポート事業者認証制度へ申請中または申請予定である。認証前でも認証後の補助率で補助金を申請することはできるか。	認証制度へ申請中の場合は、認証申請書の写しを提出いただければ、認証後の補助率で補助金を申請することができます。その場合は、事業報告提出時に認証書の写しをご提出ください。ただし、事業報告時までに認証が完了しない場合は補助率が変更して補助金が減額になる可能性がありますのでご留意ください。 なお、認証制度へ申請予定の場合は、認証申請書の写しの提出があったうえでの交付決定になりますので、交付決定前には認証制度へ申請していく必要があります。	要領7(1)⑥
55	書類の作成代行について 申請書類等の書類は、誰が作成してもよいのか。	行政書士法上、他社から報酬を受けて官公庁への書類の作成を行うことは行政書士の独占業務とされています（行政書士法第1条の2、第19条）。その場合でも、人材確保・定着に係る取組計画（第2号様式）については、事業者の確認を行ったうえでの作成をお願いします。 なお、作成者欄につきましては、事業者の担当の方の氏名と、事業者のメールアドレスの記載をお願いします。（事業成果報告期間の5年間は連絡が取れるメールアドレスや電話番号を記載してください。）	

## 働きやすい環境整備事業費補助金 Q & A

(R7.7.18時点)

### ■交付決定前

No.	Q		A	参考
1	事前着手 事前着手が認められるケースはないか。		認められるケースはありません。	要綱7条

### ■交付決定後

No.	Q		A	参考
1	変更の範囲 一度申請した事業への追加をしたい場合、交付決定変更申請をすれば、上限額の範囲内での事業の追加することは可能か。		交付申請時に提出された人材確保・定着に係る取組計画の取組内容や事業目的が変わらない範囲の変更であれば可能です。	要綱8条 要領8(3)
2	変更の範囲 変更が認められる範囲について教えてほしい。 ①事業者情報の変更（事業実施場所の変更等） ②事業内容の変更（例：フリーアドレス化（多様な働き方）→女性用トイレの新設（女性活躍）） ③事業金額の増額		①現状分析・課題等、効果見込みも変わらため、変更できません。 ②同上 ③予算の範囲内かつ変更申請が適当であると認められた場合に限り認められます。	要綱8条 要領8(3)
3	変更手続き 交付決定の変更はどのタイミングで申請すれば良いか。		変更が必要であることが分かった時点で速やかに変更申請書を提出してください。変更する内容については、補助金変更交付決定通知書を受け取つてから着手していただく必要があります。	要綱8条 要領8(3)

### ■事業着手後

No.	Q		A	交付要綱
1	就業規則の労働基準監督署への届け出 県に就業規則を作成したが、労働基準監督署への届け出は必要か。		必須です。提出いただく就業規則には、労働基準監督署の届出印が必要です。	要領7(1)、9(2)†

### ■実績報告

No.	Q		A	交付要綱
1	補助金額の確定 完了実績報告書提出後に交付決定額が変更されるケースはどのようなケースか。		以下のものを想定しています。 ・交付決定変更申請が必要ではない変更内容がある場合 ・要領9(4)(5)によるもの ・10(1)に該当するケース	要綱14条 要領9(4)(5)、10(1)

### ■事業成果報告

No.	Q		A	交付要綱
1	報告書 施設や設備を譲渡、廃棄する場合、取得財産の処分承認申請書が承認された時点で、事業成果報告書の提出義務はなくなると考えて良いか。		取得財産の処分承認申請書が承認された時点で、事業成果報告書の提出義務はなくなります。 ※本補助金は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業であるため、県に処分承認申請書が提出された後、国からの承認を得たうえで県が承認することとなります。承認がおりるまでの期間においては、事業成果報告書の提出が必要となりますので、ご留意ください。	
2	財産処分 財産処分を承認するために提出する書類は何か。また、実際財産処分できるまでに、どのくらいの期間がかかるか。		財産処分承認申請書（第12号様式（第17条関係））の書類の提出とあわせて、以下の書類の提出をお願いします。ただし、国からの承認を得たうえで、追加書類をお願いすることもあります。 ・財産処分となった経緯・概要等（時系列に沿ってご記載をお願いいたします。） ・議決証明書（当該施設を取壊しするなどの廃止をする場合、用途廃止日を確認するために必要な書類です。） 期間については、国からの承認後に県からの承認という流れになるため、県への申請後、承認までに半年くらいかかりますので、ご留意ください。	
3	事業成果 取組計画の終期までに取組計画で掲げていた目標に達しなかった場合や、事業による成果が出なかった場合に、補助金返還や減額等が求められるか。		目標未達成による交付取消し・減額等は行いませんが、計画に沿って事業の取組は続けていただく必要があります。補助金の交付後、要領10(1)に該当する場合には、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還が必要となる場合があります。	要領10

### ■現地調査・検査

No.	Q		A	交付要綱
1	現地調査・検査 対象 現地検査の対象はどのような基準で選定するのか。ソフト事業も対象か。		非公開（県の調査・検査は抽出。国は不明（本事業は、国の物価高騰対応重点支援地方交付金を活用したもの））	要綱15条、18条 要領10(5)